

6 飲料水・食料・生活必需品関係

(注) : 1 「摘要」欄に購入先または受入先及び払出を記入すること。
2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
3 最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

(様式 6)

[illegible]

資-66

(注) : 1 「摘要」欄に購入先または受入先及び払出を記入すること。
2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
3 最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

(様式5)

炊出し給与状況

[illegible]

(注)「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

(注) : 1 「摘要」欄に購入先または受入先及び払出を記入すること。
2 市においては最終行欄に県より受入分及び市調達分に受入残の計とそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

6-6 被服、寝具その他生活必需品の給与状況

(様式7)

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

住家被害程度区分		世帯主 氏名	基礎とな った世帯 構成員	給与月日	物資給与の品名			市町村名	実支出額	備考
					〇〇	〇〇	...			
			人	月 日					円	
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊（焼）床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与して物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。
 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

7 災害時応援関係

災害時における物資供給等に関する協定書

高取町（以下「甲」という。）と市民生活協同組合ならコープ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給等に関し、次のとおり、協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、または、発生する恐れがある場合（以下、「災害時」という。）、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給すること並びに住民の安全な避難のために必要な協力事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもっておこなうものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を書面により甲に報告するものとする。

（引渡等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び運搬等の経費は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生前における標準販売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年10月11日

甲 奈良県高市郡高取町大字観覚寺990番地の1
高取町長 植村家忠



乙 奈良市恋の羅一丁目2番2号
市民生活協同組合ならコープ
理事長 森 宏之



別紙

1. 応急食料

- (1) 食料 パン、おにぎり、インスタント食品、缶詰類、果物類等
- (2) 飲料 お茶、水、牛乳、ジュース類
- (3) その他 小麦粉、食用油等

2. 生活用品

- (1) 食器類 紙コップ、割り箸、スプーン等
- (2) 雑貨類 ティッシュ・トイレットペーパー、タオル、ごみ袋、懐中電灯、乾電池、ローソク、軍手等
- (3) その他 文具類、使い捨てカイロ等

3. その他甲が必要と認める応急物資で、乙が調達可能なもの

災害時における物資供給に関する協定書

高取町（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 8月 24日

甲 奈良県高市郡高取町観覚寺990番地1

高取町長 中 川 裕 介



乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1

NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎



別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

7-2 災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書

災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書

高取町（以下「甲」という。）と奈良県電気工事工業組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、災害対策基本法に基づき迅速に電気設備の応急復旧（以下「応急復旧」という。）を行うために必要な応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、応急復旧の必要がある場合には、乙に応援を要請することができる。

2 甲は、乙に応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、別紙様式1「災害時における電気設備の応急復旧の応援要請書」によって行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日文書を提出するものとする。

- (1) 災害が発生した場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急復旧の応援内容
- (4) 必要な資機材および人員
- (5) 応援が必要な期間
- (6) 現場における甲の指揮者
- (7) その他応援に関して参考となる事項

3 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、可能な限り甲に協力するものとする。

4 前項の規定により出動した乙の会員および所属員は、甲が定める現場における指揮者の指示により応急復旧に従事するものとする。

（報告）

第2条 乙は、応急復旧の応援が終了した場合は、甲に別紙様式2「災害時における電気設備の応急復旧の応援終了報告書」を提出するものとする。

（費用負担）

第3条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧の応援に要した費用については、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、災害対策基本法第91条に定めるところにより、甲が負担するものとする。

（災害補償）

第4条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧により生じた災害補償については、甲と乙とで協議するものとする。

（被災した他の自治体への応援）

第5条 被災した他の自治体から応急復旧の応援要請があったため、甲が乙に協力を要請した場合においても、乙は、この協定に準じて可能な限り協力するものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては総務課長を、乙においては奈良県電気工事工業組合事務局長をそれぞれ指名するものとする。

(情報の提供等)

第7条 甲は、応急復旧が迅速かつ的確に実施されるよう、乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。

2 乙は、災害時直後の電気設備の損害、道路の陥没または断水等の被災状況について、乙の会員および所属員が現場を発見した場合は、甲へ情報提供するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、またはこの協定に定めのない事項に関し必要がある場合は、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに甲または乙のいずれからも文書をもって協定終了の意思表示をしない限りその効力を持続するものとし、再延長を妨げない。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年10月25日

甲 奈良県高市郡高取町大字観覚寺990番地の1

高取町長

植村 義典



乙 奈良県奈良市三条松町29番3号

奈良県電気工事工業組合

理事長

尾上 剛二



7-3 災害時等におけるLPガスの優先供給に関する協定書

災害時等におけるLPガスの優先供給に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、高取町（以下「甲」という。）と橿原プロパンガス商工協同組合（以下「乙」という。）が高取町内において地震、風水害、その他による災害（武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を含む。）が発生又はその発生が予想される場合（以下「災害時等」という。）に、避難場所となる公共施設等（以下「避難施設等」（別表1）という。）にLPガスを優先して供給することに関して、次のとおり協定を締結するものとする。

(供給対象物資)

第2条 この協定にかかる優先供給の対象となる物資は、次に掲げるものとする。

- (1) LPガス
- (2) 容器
- (3) 燃焼器具
- (4) その他供給に必要な設備一式

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が対策本部（災害対策本部、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部をいう。）を設置し、乙に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

(LPガス優先供給の要請手続)

第4条 甲が、乙にLPガスの優先供給の協力要請を求める必要があると認めたときは、文書により乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭又は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検、改善及び情報の交換に努めるものとする。

(LPガス優先供給の協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙に加盟する組合員業者（以下「組合員」という。）に対し、LPガスの優先供給及び運搬に対する協力等を優先的に依頼するものとする。ただし、依頼された供給量等を供給することにより、組合員の業務に支障が生じるときは、甲乙協議の上、組合員の業務に支障のない範囲で供給するものとする。

2 第2条に規定する物資の納品場所は、原則として避難施設等とする。

3 乙が供給する物資は、当該納品場所において、甲の職員が確認の上受領するものとする。この場合において、甲は、必要に応じて組合員に対して運搬、器材設置等の協力をもとめることができるものとする。

(連絡責任者)

第6条 協力事項の実施に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲においては、総務課長を、乙においては、理事長を連絡責任者とする。

(費用負担)

第7条 第5条の規定により乙が供給した物資にかかる甲の費用負担は、原則として次に掲げるとおりとする。ただし、甲が必要と認めたときは、無償で借り受けることができるものとする。

- (1) LPガスの費用(カセットボンベで共有の場合は、カセットコンロを含む。)
- (2) 燃料器具の費用(乙が貸与するものについては対象外とする。)
- (3) 運搬費用(乙が運搬業者等に委託する場合の費用を対象とし、乙の車両で運搬する場合の費用は対象外とする。)

2 前項における甲が負担する費用については、災害時等直前の適正な価格を基準として甲乙協議の上、価格を決定し、算定するものとする。

(平常時の備蓄)

第8条 乙は、災害時等に備えるため、平常時より、LPガス用の燃焼器具、炊き出し用器材等必要な物資等(別紙2)を、計画的に備蓄するものとする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定の実施に関し、この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の有効期間が満了する30日前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 27 年 7 月 9 日

甲 奈良県高市郡高取町観覚寺990番地の1

高取町長

榎村 泰忠



乙 奈良県橿原市飯高町244番地の1

理事長

橋本 元志



災害時LPガス優先供給施設一覧表【高取町】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	高取中学校	高取町大字森30	0744-52-2151
2	たかむち小学校	高取町大字清水谷205	0744-52-2132
3	旧育成小学校	高取町大字兵庫201	
4	高取幼稚園	高取町大字上土佐35	0744-52-2473
5	育成幼稚園	高取町大字兵庫227	0744-52-3015
6	高取町リベルテホール	高取町大字観音寺1023	0744-52-3715
7	高取町保健センター	高取町大字下土佐223-1	0744-52-5111

橿原プロパンガス商工協同組合備蓄物品等一覧表

平成 27 年 7 月 9 日

物品等	保管場所	既備蓄数
30kgボンベ	県指定のボンベ庫	10本
特大三重業務用コンロ	組合倉庫	2台
鋳物三重コンロ		2台
カセットコンロ(ボンベ付)		6台
炊飯器(5升炊)		2台
炊き出し用特大型アルミ製鍋(60ℓ用)		2個
炊き出し用特大型アルミ製鍋(105ℓ用)		2個
炊き出し用大型やかん		3個
特大ひしゃく		3本
備考		1 上記物品の他、LPガスの供給に必要な設備一式等災害時等に必要と思われる物品等についても、逐次計画的に備蓄を推進する。
	2 備蓄数量については、高取町の避難施設等の数を基準とし、細部は町の総務課と調整して設定する。	
	3 災害時等において高取町の要請があるときは、無償で貸し出すものとする。	
	4 備蓄にかかる費用については、組合の負担とする。	

7-4 災害時等の応援に関する協定書

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と高取町長（以下「乙」という。）は、災害発生時等において、甲が乙に対して行う応援を円滑に実施できるよう次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、被害の拡大と二次災害の防止に資するため、甲が被災直後等に緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、高取町や周辺地域の住民等の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次の各号のとおりとする。

- 一 高取町内で重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- 二 高取町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他乙が甲に応援を要請し、又は甲が応援を必要と認める場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕の派遣を含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊を含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他被害の拡大と二次災害の防止に必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 甲は、第2条各号のいずれかに該当するときは、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣するものとする。

2 甲及び乙は、あらかじめ、相互の連絡窓口を明確にし、派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受入れ）

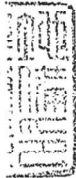
第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として、災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 甲は、第2条各号のいずれかに該当するときは、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受入れ)

第7条 乙は、甲から緊急災害対策派遣隊の派遣を受けたときは、速やかに、その活動に必要となる資料(図面等)の提供に努めるものとする。



(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊から調査結果等の報告を受けたときは、速やかに、乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ、情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

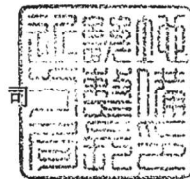
(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度、甲及び乙が協議するものとする。

平成24年/2月4日



甲 近畿地方整備局長 谷 本 光



乙 高 取 町 長 植 村 家



7-5 災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書

災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、奈良県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、奈良県内の全ての市町村が相互に協力すること並びに奈良県、奈良県市長会及び奈良県町村会が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (2) 被災者の避難のための施設の提供及びあっせん
- (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、応援を要請しようとする場合には、応援の具体的な内容等を明らかにして電話等により奈良県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、奈良県市長会長、奈良県町村会長と協議のうえ、他の市町村の長に対して速やかに要請文書（様式第2号）により応援を要請する。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し後日文書を提出するものとする。

2 前項の規定により応援を受けた被災市町村の長は、知事及び応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書（様式第1号）を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援を実施する場合は、その内容を知事及び被災市町村の長に対し受諾文書（様式第3号）及び電話等により連絡し、応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 市町村の長は、被災市町村の長又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被災市町村と連絡がとれないときや被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めたときは、自主的に被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づき応援を行うものとする。

2 前項による応援については、第3条第1項の規定による被災市町村の長から要請があったものとみなし、この協定を適用し、県に応援内容を応援実施報告書により（様式第4号）提出するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を受けた市町村で負担するものとする。ただし、被災市町村の情報収集に要する費用は、応援を行った市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁する暇がないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(連絡担当課等)

第7条 市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当課等を定めるものとする。

(情報の交換等)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報等を相互に共有するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定は、奈良県消防広域相互応援協定のほか、既に締結しているその他の災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

2 この協定に定めのない事項については、県及び市町村がその都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成27年2月20日から施行する。
- 2 この協定の成立は、県内全ての市町村長、市長会長及び町村会長の同意書をもって証する。

7-6 福祉避難所の設置運営に関する協定書

福祉避難所の設置運営に関する協定書

高取町(以下「甲」という。)と〇〇〇(別表参照)(以下「乙」という。)は、福祉避難所の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 この協定において福祉避難所とは、災害時に、緊急の入院加療等は必要としないものの、一般の避難所では避難生活に困難が生じる者(以下「災害時要援護者」という。)を一時的に避難させる施設をいう。

(福祉避難所として利用する施設)

第2条 甲が福祉避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

施設名	所在地	受入可能人数
(別表参照)		

(対象者)

第3条 福祉避難所に受け入れる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、甲と乙の協議により設定した受入可能人数を踏まえて甲が選考する。

- (1) 高取町が整備する避難行動要支援者名簿に登録されている者
- (2) 前号の要援護者の親族等であって、福祉避難所で当該要援護者とともに避難生活を送ることにより、当該要援護者の安定した避難生活の確保に寄与すると認められる者
- (3) 他の市町村での災害において、甲が受入れを受託した者、その親族等で前号と同様の趣旨により付添いを認められた者
- (4) 町内の介護福祉施設等で、災害により大幅な被害を受けたため、やむを得ず甲に受入れを申し入れた施設の入所者

(福祉避難所の開設)

第4条 甲は、乙の施設に福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に施設の被害状況及び利用状況を確認のうえ、福祉避難所を開設することができる。

2 甲は、前項に基づき福祉避難所を開設する場合は、乙にその旨をあらかじめ、福祉避難所開設通知書(様式第1号)により通知するものとする。

3 甲は、緊急やむを得ないときは、前項の規定にかかわらず、電話等可能な方法により通知することができるものとする。この場合においては、甲はその後速やかに書面による通知を行うものとする。

(福祉避難所の設置運営等)

第5条 福祉避難所の運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設及び運営にあたり、乙に対して次に掲げる事項の協力を要請できるものとする。

- (1) 乙の管理する施設を福祉避難所として提供すること。
- (2) 甲の職員と協力して福祉避難所の開設及び運営にあたること。

(3) 甲の職員と協力して対象者の受入体制を整備すること。

3 乙は、甲の要請に対し、本来果たすべき業務に支障のない可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

(対象者の確認)

第6条 甲は、対象者の状況を確認し、次に掲げる事項を明らかにする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 氏名、住所、生年月日(年齢)、性別、心身の状況及び緊急連絡先

(2) その他、避難所生活を送るうえでの注意事項等

(開設期間)

第7条 この協定における福祉避難所の開設期間は、開設の日から起算して7日以内とする。ただし、必要な場合は甲と乙が協議のうえ、7日以内で延長することができるものとする。

2 前項の規定により開設期間を延長したにもかかわらず、更に開設期間の延長が必要と認められる場合についても同様とする。

(対象者の移送)

第8条 福祉避難所への対象者の移送は、その親族、近隣居住者等の支援者があたることを基本とする。

2 甲は、前項による方法だけでは対象者の移送が困難な場合は、関係機関や乙に協力を要請し、移送手段の確保に努めるものとする。

3 乙は、甲の要請に対し、可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

(人員等の確保)

第9条 甲は、福祉避難所の運営に必要な人員並びに資機材、日常生活用品、食料、医薬品等の物資を確保するものとする。

(現状変更の制限及び回復義務)

第10条 甲は、施設の現状を変更しようとするときは、必ず乙の承諾を得なければならない。

2 甲は、福祉避難所の開設期間が満了し、施設の使用を終了する際は、施設を原状に復するものとする。

(事故等の責任)

第11条 甲は、福祉避難所を開設及び運営する場合において、甲若しくは第三者が乙の施設を損傷したとき、又は甲が第三者に損害を与えたときは、甲の責任においてこれを処理するものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第12条 甲は、災害対応等が収束した場合は、速やかに福祉避難所を閉鎖する。

2 甲は、前項に基づき、福祉避難所を閉鎖する場合は、乙にその旨をあらかじめ、福祉避難所閉鎖通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(経費の負担)

第13条 福祉避難所の設置運営及び対象者の受入に要した経費は、甲が負担するものとする。

(守秘義務)

第14条 甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営を行うにあたり、知り得た情報を他に漏らし
てはならない。ただし、個人情報を取り扱う場合において、本人の同意がある場合及び本人の
生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合は、この限りでない。

(協定有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和 年 月 日までとする。
ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙から更新しない旨の書面による意思
表示がないときは、この協定はさらに1年間更新されたものとみなし、その後もまた同様とす
る。

(疑義の解決)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、
定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有す
るものとする。

令和 年 月 日

甲

乙

別表

施設名	所在地	受入可能 人数	協定締結日	備考
障害者支援施設 あけみどり	高取町大字市尾 1070 番地	10 人	令和3年4月1日	
障害者支援施設 やすらぎの丘 たかとりワークス	高取町大字観覚寺 1382 番地	10 人	令和3年4月1日	
障害者支援施設 雅乃郷	高取町大字市尾 1075 番地	10 人	令和3年4月1日	
特別養護老人ホーム たかとり	高取町大字兵庫 196 番地	10 人	令和3年4月1日	
養護盲老人ホーム慈 母園	高取町大字清水谷 100 番地	10 人	令和5年10月11日	

7-7 災害時における復旧支援協力に関する協定

災害時における復旧支援協力に関する協定

高取町（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は高取町事業課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会関西支部とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員、機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（広域被災）

第5条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

（協定期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。



(その他)

第7条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年8月/日

甲 奈良県高市郡高取町大字観覚寺990番地1
高取町

高取町長 植村 家忠



乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会長 長谷川 健司



7-8 大規模災害時における道路啓開や停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する覚書

大規模災害時における道路啓開や停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する覚書について

高取町（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、道路啓開や停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、道路啓開や停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等を実施するため、甲と乙が協力して円滑に作業に当たれるよう、甲乙間における基本的事項を定め、もって、道路啓開や停電の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本覚書は、甲が管理する道路の啓開を行う際に、乙の電気設備が支障となる場合及び電力設備、停電復旧を行う際に道路啓開が必要な場合に適用するものとする。

（実施区間）

第3条 実施区間は、高取町管理道路を対象とする。

（連携内容）

第4条 甲及び乙は、孤立集落の解消に資する道路、緊急輸送道路及び重要な電気設備復旧に資する等の優先的に通行を確保すべき道路の応急対策を優先して行うものとする。

- 2 甲は、乙の現場着手が遅れ、優先的に啓開すべき道路の通行に支障を来すと判断した時は、乙による安全確認を実施した上で、乙に代わり通行の支障となる電気設備等の除去を実施することができる。
- 3 前項の乙による安全確認を実施するため、甲は乙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することとし、当該要請後乙は直ちに技術員を派遣し電氣的な安全措置等を実施することとする。
- 4 乙は、電気設備等の復旧にあたり、甲が管理する道路において、障害物の除去が必要となった場合は、甲に対して当該作業の実施を要請することができる。
- 5 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、自己の緊急の業務に支障のない範囲において、除去作業を実施するものとする。ただし、除去作業を甲自ら実施することが困難である場合は、乙に対し、事前協議の上、当該作業

の実施を書面で依頼することができる。

- 6 前項ただし書において、緊急を要するときは、乙に対する依頼を口頭又は電話等で行うことができる。ただし、除去作業の実施後、遅滞なく前項に基づき依頼手続きを行うものとする。
- 7 災害等の状況により、軽微で費用負担を求める必要のない障害物除去の必要が生じた場合は、乙は甲の協力依頼を待たず除去作業を実施することができる。

（協力体制）

第5条 前条第5項ただし書及び第6項の依頼に対して乙は、乙の業務に支障のない限りにおいて、速やかに除去作業を実施するものとする。

（障害物等の保管）

第6条 乙は、除去作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従うものとする。

（完了報告）

第7条 乙は、除去作業が完了した場合は、速やかに履行した措置の内容を報告書により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第8条 本覚書に基づき、実施した除去に要した費用のうち、本来甲又は乙が行うべき障害物の除去に係る費用は、甲乙協議のうえ、相手方に請求する。請求された方は負担するものとし、その費用の額、支払い方法等については、甲乙が別に協議するものとする。

（損失補償）

第9条 甲及び乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、それぞれの責任において処理解決に当たるものとする。

- 2 除去作業の実施に起因する障害物等の所有者等との紛争について明らかに実施者の責めに帰するもの以外は、甲乙協議の上、解決に当たるものとする。

（連絡体制の確保）

第10条 甲及び乙は、災害時に迅速かつ適切に連絡体制を確保できるよう、平素から連絡窓口の情報共有を図るものとする。

- 2 甲及び乙は、災害時の各種通信手段途絶に備え、非常時の通信手段確保について協力を行うものとする。

(その他)

第 11 条 本覚書に定めのない事項、又は本覚書に関して疑義が生じた場合は、その都度、
甲乙が協議してこれを定めるものとする。

(期間及び解約)

第 12 条 本覚書の有効期間は、締結日から令和 5 年 3 月 31 日までとし、有効期間満了の
1 ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかから書面による特段の申し出がない場合は、
1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲及び乙のいずれか一方が、本覚書の解約を申し出る場合は、解約予定日の 1 ヶ
月前までに書面をもって相手方に通知することで、本覚書の解約ができるもの
とする。

本覚書の締結を証するため、本通 2 通を作成し、甲乙は記名押印のうえ、各自 1 通を保有す
るものとする。

令和 5 年 〃 月 〃 日

甲 奈良県高市郡高取町観覚寺 990 番地 1
高取町
町長 中川 裕介



乙 奈良市大森町 48 番地
関西電力送配電株式会社
奈良支社電力本部長 米田 聡



災害に係る情報発信等に関する協定書

高取町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、高取町内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、高取町が住民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ高取町の行政機能の低下を軽減させるため、高取町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（取組内容）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、高取町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- （1）ヤフーが、高取町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、高取町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - （2）高取町が、町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （3）高取町が、町内の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （4）高取町が、災害発生時の町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （5）高取町が、町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （6）高取町が、町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 高取町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、高取町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく高取町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、高取町から提供を受ける情報について、高取町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、高取町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、高取町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、高取町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2022年 1月 7日

奈良県高市郡高取町観覚寺9-9-0番地1
高取町長 中 川 裕 介



東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎



7-10 高取町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

高取町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

高取町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 高取町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、高取町災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、高取町リベルテホールに設置するものとする。ただし、当該施設が使用不能と判断される場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 センターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲と乙は、センターを設置した場合、連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 被災情報の把握
- （2） ボランティアニーズの把握

- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務
(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの設置運営費用等は、法令その他特段の定めがある場合を除き、原則として甲が負担する。ただし、当該ボランティア活動に係る支援金または助成金等の収入があるときは、これらを当該費用に充てるものとする。

(センターの閉鎖)

第10条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第11条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第12条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第13条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年1月5日

甲 奈良県高市郡高取町大字観覚寺990番地の1

高取町長 中 川 裕 介



乙 奈良県高市郡高取町大字観覚寺990番地の1

社会福祉法人 高取町社会福祉協議会

理 事 長 喜 多 功



7-11 災害時における協力体制に関する協定書

災害時における協力体制に関する協定書

高取町（以下「甲」という。）及び一般社団法人 樺原青年会議所（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高取町内における災害時に、甲が被災者等を対象として支援活動を実施するための災害ボランティアセンター（以下「災害VC」という。）を設置及び運営する時に、乙が迅速かつ効果的に支援を実施できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（連携及び協力）

第2条 災害VCの設置及び運営にあたり、乙は甲の要請に応じて次の支援を行う。

- （1）災害VCが仲介する被災者等を対象としたボランティア活動への参加協力
- （2）災害VCの運営に係る人員の派遣
- （3）災害VCの設置及び運営に必要な備品、資材及び機材などの提供又は貸与
- （4）その他甲乙が合意した事項

2 前項に定める支援の実施にあたり、甲乙は相互に必要な情報の提供を求めることができる。

（平常時の活動への協力等）

第3条 甲乙は、災害時に円滑に連携及び協力ができるよう、平常時より連携を図る。

- 2 甲乙は、平常時において災害VC及び災害ボランティア活動など被災者支援に関する研修、訓練及びセミナー等に関する情報の相互提供及び参加を推進する取り組みを行う。
- 3 甲乙は、平常時の連携を図るため、年度毎に1回以上情報交換の機会を設ける。また、必要に応じて、それぞれの取り組みを共有する機会を設ける。

（経費の負担）

第4条 第2条に定める支援の費用は原則として乙の負担とする。ただし、乙が費用負担することにおいて特段の調整が必要な場合は、乙は甲に費用負担割合等について協議を申し出ることができる。この場合、甲乙は誠実に協議を行うこととする。

（保険）

第5条 乙は、この協定に基づく被災者支援活動を行うにあたり、活動参加者をボランティア保険に加入させることとする。

（守秘義務）

第6条 甲乙は、この協定に関して知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第7条 甲乙は、この協定の締結後、速やかに連絡責任者を定め相手方に報告する。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めない事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から協定を解除する意思表示がないときは、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 3 年 8 月 / 日

甲 奈良県高市郡高取町大字観覚寺990番地の1

高取町長 中川 裕介



乙 奈良県橿原市久米町652番地の2 橿原市商工経済会館2F
一般社団法人 橿原青年会議所

理事長

山本 愛



7-12 大規模災害時における御棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書

大規模災害時における御棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書

高取町（以下「甲」という。）と奈良県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、高取町域において地震等により大規模災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における御棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、高取町地域防災計画に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、次に掲げる業務について必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

- （1）御棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体安置施設等の提供
- （3）遺体の搬送
- （4）その他必要とする業務

（協力の実施）

第3条 乙は前条の規定により甲の要請を受けたときは、乙の加盟店と連携の上、前条各号に掲げる業務を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により第2条各号に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は乙が実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は業務が完了したときは、乙の加盟店の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第7条 甲は前条の規定により、乙からの請求を受けた場合には、乙に経費を支払うものとする。

（価格の決定）

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害時等の直前における適正価格を基準として甲、乙が協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して決定するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、第2条各号に掲げる業務を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

附 則

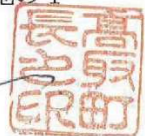
- 1 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに甲、乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。
- 2 この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有するものとする。

平成30年 2月27日

甲 奈良県高市郡高取町大字観覚寺990番地の1

高取町長

植村 泰忠



乙 奈良県大和高田市三和町5番37号(株有宏社内)

奈良県葬祭業協同組合

理事長

鈴木 勝士



大規模災害時等における御棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時等における御棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定により、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。なお、この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(供給物資の範囲)

第2条 協定第2条第1号に規定する御棺及び葬祭用品は次の各号のとおりとする。

- (1) 桐棺（納棺セット等付属品を含む）
- (2) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- (3) 骨つぼ等その他必要な用品

(連絡責任者)

第3条 この協定の連絡責任者は、甲にあっては高取町総務課長、乙にあっては奈良県葬祭業協同組合理事長とする。

(要請手続き)

第4条 協定第2条及び前条に規定する甲から乙への要請及び連絡は、次に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに協力要請書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職及び氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請及び連絡に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

3 第1項の規定により甲が乙に提出する協力要請書は、様式1のとおりとする。

(緊急要請)

第5条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡がとれない場合は、甲は直接乙の加盟店に対し、協力を要請することができるものとする。

(加盟店の名簿)

第6条 乙は協定第2条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに乙の加盟店の名簿を提出するものとする。

(連携協力)

第7条 この協定を円滑に実施するため、連絡担当の窓口を別表のとおりとする。なお、窓口に変更があった場合は、その都度、甲、乙に文書で報告するものとする。

2 乙は甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

(報告書)

第8条 協定第4条に規定する乙から甲への報告は、次に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに業務実施報告書を提出するものとする。

- (1) 御棺及び葬祭用品の供給数
- (2) 履行の場所及び従事者氏名
- (3) 履行の期日又は期間
- (4) その他必要な事項

2 前項の規定により乙が甲に提出する業務実施報告書は、様式2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第9条 協定第6条に規定する経費の請求は、乙にあつては積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

附 則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同様とする。

様式1（実施細目第4条関係）

第 号
年 月 日

奈良県葬祭業協同組合理事長 殿

高取町長

協力要請書（第 報）

災害時等における御棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力要請します。

要 請 担 当 者	職 名	氏 名
	連絡先電話番号	
	F A X 番 号	
口頭、電話等による 要請の日時	年 月 日 時 分 頃	
要 請 理 由		
要 請 内 容		
履 行 の 場 所		
履行の期日又は期間	期日:	年 月 日
	期間:	年 月 日 ~ 年 月 日
備 考		

注:要請内容の欄には、御棺及び葬祭用品の必要数を記載すること。

様式2（実施細目第8条関係）

第 号
年 月 日

高取町長 殿

奈良県葬祭業協同組合 理事長

業 務 実 績 報 告 書

協力要請のあった業務に関する実績について、災害時等における御棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定第4条の規定により、次のとおり報告します。

要請依頼番号及び日時	年 月 日付 第 号(報)
実 施 業 務 内 容	
従 事 者 氏 名	別添名簿のとおり
履 行 の 場 所	
履行の期日又は期間	期日: 年 月 日 期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
報 告 担 当 者	氏名:
備 考	

7-13 樺原市、高取町及び明日香村における防災力向上のための相互応援協定

樺原市、高取町及び明日香村における防災力向上のための相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、樺原市、高取町及び明日香村において災害等が発生した際、被害を最小限に防止すること等を目的として、各市町村及び消防団間の相互応援体制を確立し、相互応援を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援対象及び内容)

第2条 この協定に基づく相互応援の対象とする災害等は、次に掲げるもののうち、災害等の発生地を管轄する市町村機関のみでは対応が著しく困難なもので、応援が必要なものとする。

- (1) 地震、風水害、その他大規模な災害
- (2) 大規模な林野火災、市街地火災、高層建築物火災、延焼が拡大すると認められる建物火災、危険物火災等の特別な火災
- (3) 航空機事故、列車事故等の大規模な救急救助が必要な事故
- (4) 災害に起因しない行方不明者捜索等にあつて、早急に発見しなければ生命及び身体に重大な危難が生ずると思料される状況にある者の捜索
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に社会的影響及び反響が大きいと認められる災害等

2 前項に規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 前項に規定する応援対象に起因する市町村の職員及び消防団員で編成した応援出動隊の出動
- (2) 必要な資機材及び避難所の提供
- (3) その他災害時における応急対策及び復旧対策並びに特に応援要請があった事項

(応援の要請)

第3条 この協定による応援要請は、災害等発生地の市町村長から応援側の市町村長に対し、次に掲げる事項を明らかにして電話その他の方法により行うものとする。

- (1) 災害等の種別及び応援要請の理由
- (2) 災害等の発生日時及び場所
- (3) 応援内容及び期間
- (4) 必要人員及び必要物資資機材の種類と数量
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) その他必要とする事項

2 前項の規定による応援要請を電話等口頭で行った場合は、事後速やかに前項各号の事項を明記した文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 応援要請を受けた市町村長は、その管轄する地域の防災力及び行政事務全般に重大な支障を及ぼさない範囲において、要請に基づき必要な応援活動に努めるものとする。

- 2 大規模な災害等による通信の途絶等によって災害等発生地の市町村と連絡ができない場合、応援市町村は、自ら情報収集を行う等して、前条に規定する要請を待たずに自主的に応援活動を行うことができるものとする。
- 3 応援出動隊の長は、被応援側指揮者の指揮下に入るものとする。
- 4 応援要請を受けた市町村長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村長に通知するものとする。

(連携の強化)

第5条 各市町村長は、浸水等の水害発生の未然防止及び被害拡大防止のために総合治水対策の実施に努め、防災活動全般においても緊密な連携を強化し、災害等発生時には相互応援を迅速かつ円滑に遂行するものとする。

(応援経費の負担及び災害補償等)

第6条 この協定を実施するために要した経費の負担は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 応援業務による機械器具の破損修理、燃料及び人件費等に関する経費並びに公務災害補償費は、応援市町村の負担とする。ただし、応援期日が長期（8日以上）にわたる場合は、別途協議により決定するものとする。
- (2) 応援出動隊が、業務中第三者に損害を与えた場合は、応援先との往復途中において生じたものを除き、要請市町村の負担とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定者間で協議の上決定するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、協定関係者が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書を6通作成し、各市町村長、各消防団長署名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和2年 3 月 30 日

榑 原 市 長

龜田 忠孝



高 取 町 長

榑 村 泰心



明 日 香 村 長

森 川 裕一



榑 原 市 消 防 団 長

岡 橋 清 光



高 取 町 消 防 団 長

中 村 信 廣



明 日 香 村 消 防 団 長

辻 本 恵一



7-14 奈良県消防広域相互応援協定書

奈良県消防広域相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、奈良県内の全ての市町村及び奈良県広域消防組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、奈良県の全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模又は特殊な災害、事故等により被害が発生した市町村等の消防力では災害の防ぎよが困難又は困難が予想される災害
- (2) 市町村等の境界付近において、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、被害の拡大防止等を図るため隣接する市町村等の応援の必要がある災害

(応援要請の手続き)

第4条 応援の要請は、災害発生地の市町村等の長又は消防長（以下「被災地市町村等の長」という。）が行うものとする。ただし、災害の規模等により緊急を要し、被災地市町村等の長からの応援の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、被災地市町村等の長から応援の要請を受ける市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長又は消防長（以下「応援市町村等の長」という。）に対し、電話、ファクシミリ又は奈良県防災行政無線設備等により行うものとする。

3 応援要請時は、次の事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の場所及び概要
- (3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別及び員数
- (4) 応援隊の現場への進入経路又は誘導員の配置場所
- (5) その他必要事項

4 応援要請を行った被災地市町村等の長は、その旨を奈良県消防担当課へ通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた応援市町村等の長は、特別の理由がない限り、応援隊を派遣するものとし、その旨を被災地市町村等の長に通報するものとする。また、応援要請に応じることができない場合にも同様とする。

2 前項に規定する応援隊は、消防組織法第9条に規定する消防機関により構成される消防隊、救助隊、

救急隊、その他必要な部隊とする。

(応援の中断)

第6条 応援市町村等に応援隊を帰還させる特別の事態が生じた場合において、応援市町村等の長は、被災地市町村等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、消防組織法第47条に基づき、被災地市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

(費用負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町村等において負担する経費

- ア 消防職員及び消防団員の公務災害補償に要する経費
- イ 応援隊員の旅費及び出勤手当
- ウ 受援市町村等への出勤若しくは帰路途上において発生した第三者に対する損害賠償費
- エ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 被災地市町村等において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 消防職員及び消防団員が応援活動中に死亡又は障害の状態となった場合における賞じゅつ金
- ウ 応援活動中、第三者に対する損害賠償費及び損失補償費。ただし、応援市町村等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町村等の負担とする。
- エ 化学消火薬剤等の資機材費

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

(情報提供等)

第9条 市町村等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定に基づく消防広域相互応援を迅速かつ効率的に行うために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度市町村等が協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成8年5月7日付けで締結した奈良県消防広域相互応援協定は平成29年3月31日をもって廃止する。ただし、この協定の前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、なお従前の例による。
- 3 この協定の成立は、奈良県内の全ての市町村長及び奈良県広域消防組合管理者の同意書をもって証明する。

7-15 公用令書

様式第1号の1

保管	第	号
----	---	---

公 用 令 書

住所

(所在地)

氏名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資の保管を命ずる。

年 月 日

奈良県知事

印

記

物資の種類	数量	所在の場所	期間

-----切取線-----

受 領 書

保管	第	号
----	---	---

1 公用令書

上記令書を受領した。

年 月 日

住所

(所在地)

氏名

印

(法人その他の団体については、その名称)

奈良県知事 殿

様式第 1 号の 2

収用	第	号
----	---	---

公 用 令 書

住所

(所在地)

氏名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第 9 条の規定に基づき、下記の物資を収用する。

年 月 日

奈良県知事

印

記

物資の種類	数量	所在の場所	引渡時期

-----切取線-----

受 領 書

収用	第	号
----	---	---

1 公用令書

上記令書を受領した。

年 月 日

住所

(所在地)

氏名

印

(法人その他の団体については、その名称)

奈良県知事 殿

様式第 1 号の 3

管理	第	号
----	---	---

公 用 令 書

住所

(所在地)

氏名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第 9 条の規定に基づき、下記の施設を管理する。

年 月 日

奈良県知事

印

記

施設の名称	種類	所在の場所	管理の範囲	期間

-----切取線-----

受 領 書

管理	第	号
----	---	---

1 公用令書

上記令書を受領した。

年 月 日

住所

(所在地)

氏名

印

(法人その他の団体については、その名称)

奈良県知事 殿

様式第 1 号の 4

使用	土地、家屋、物資	第	号
----	----------	---	---

公 用 令 書

住所

(所在地)

氏名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第 9 条の規定に基づき、下記の土地、家屋、物資を使用する。

年 月 日

奈良県知事

印

記

区分	種類	数量	所在の場所	範囲	期間	引渡時期
土地						
家屋						
物資						

-----切取線-----

受 領 書

保管	第	号
----	---	---

1 公用令書

上記令書を受領した。

年 月 日

住所

(所在地)

氏名

印

(法人その他の団体については、その名称)

奈良県知事 殿

奈良県知事 殿

様式第 2 号

公用変更令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号、年月日	第 号 年 月 日

公 用 変 更 令 書

住所

(所在地)

氏名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第 9 条の規定に基づく 公用令書を、下記のとおり変更したので、同
法施行規則第 1 条第 4 項の規定により、これを交付する。

年 月 日

奈良県知事

印

記

物資の種類	数量	所在の場所	期間

(収用、管理、使用の場合は、それぞれの公用令書の記に記載の欄を設けること。)

-----切--取--線-----

受 領 書

公用変更令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号、年月日	第 号 年 月 日

1 公用変更令書

上記令書を受領した。

年 月 日

住所

(所在地)

氏名

印

(法人その他の団体については、その名称)

奈良県知事 殿

様式第 3 号

公用取消令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号、年月日	第 年 月 日 号

公 用 取 消 令 書

住所

(所在地)

氏名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第 9 条の規定に基づく

を必要としなくなったので、同法施行規則第

1 条第 5 項の規定により、これを交付する。

年 月 日

奈良県知事

印

-----切取線-----

受 領 書

公用取消令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号、年月日	第 年 月 日 号

1 公用取消令書

上記令書を受領した。

年 月 日

住所

(所在地)

氏名

印

(法人その他の団体については、その名称)

奈良県知事 殿

7-16 県への応援要請様式

様式第1号

年 月 日

奈良県知事 殿
及び
応援市町村長 殿

高取町長

応 援 要 請 書

「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定」第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

◆ 応援の具体的な内容

(1) 職員等の派遣

職 種	業務内容	人 員	期 間	場 所

(2) 被災者の避難施設の提供

施設名	所在地	収容可能人数	収容可能期間

(3) 物資・資機材の提供

品名（種類・規格等）	数 量	場 所

(4) その他必要な事項

--

以上

8 避難関係

8－1 防災行政無線等の伝達文例

状況		文例
●避難情報発令時	高齢者等避難	こちらは高取町です。ただいま（地区名）に高齢者等避難を発令しました。 避難に時間のかかる方は、直ちに避難を開始してください。 その他の方も避難の準備を始めてください。
	避難指示	こちらは高取町です。ただいま（地区名）に避難指示を発令しました。 被害の恐れのある場所におられる方は、直ちに避難を開始してください。
	緊急安全確保	こちらは高取町です。ただいま（地区名）に緊急安全確保を発令しました。 大変危険な状況です。避難中の方はただちに避難を完了してください。 十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。
●避難所開設時		こちらは高取町です。ただいま（施設名）を避難所として開設しました。

8-2 指定緊急避難場所一覧

(令和6年2月指定)

番号	対象大字名	施設名称	施設住所	対応可能な災害			
				洪水	土砂災害	地震	大規模な火災
1	全ての大字	高取中学校	森 30	○	○	○	○
2	全ての大字	たかむち小学校	清水谷 205	○	○	○	○
3	全ての大字	高取中央公園	観覚寺 990-2	○	○	○	○
4	全ての大字	奈良県立高取国際高等学校	佐田 455-2	○	○	○	○
5	全ての大字	高取町役場	観覚寺 990-1	○	○	○	○
6	全ての大字	リベルテホール	観覚寺 1023	○	○	○	○
7	全ての大字	高取町保健センター	下土佐 223-1	○	○	○	○
8	全ての大字	やすらぎ荘	下子島 38	○	○		
9	全ての大字	地域交流スペースいくせい	兵庫 202	○	○	○	○
10	全ての大字	たかとり幼稚園	清水谷 111-3	○	○	○	○
11	清水谷	清水谷公民館	清水谷 298-1	○			
12	グリーンタウン	グリーンタウン集会所	清水谷 1300-172	○		○	
13	上子島	上子島公民館	上子島 772-6	○			
14	下子島	やすらぎ荘	下子島 38	○	○		
15	上土佐	やすらぎ荘	下子島 38	○	○		
16	下土佐	高取町保健センター	下土佐 223-1	○	○	○	○
17	観覚寺	観覚寺公民館	観覚寺 13-1		○	○	
18	吉備	吉備公民館	吉備 315	○	○	○	
19	松山	松山公民館	松山 505-2	○	○	○	
20	羽内	専念寺	羽内 320	○	○		
21	藤井	藤井構造改善センター	藤井 393	○	○	○	
22	市尾	市尾公民館	市尾 751-8	○	○	○	
23	谷田	谷田公民館	谷田 141-1	○		○	
24	丹生谷1区	いきいきふれあいセンター	丹生谷 1078	○		○	
25	丹生谷2区	清九郎会館	丹生谷 575	○	○		
26	丹生谷2区	西ヶ町集会所	丹生谷 122-1		○		
27	兵庫	兵庫公民館	兵庫 267-5		○		
28	車木	車木公民館	車木 259-2		○	○	
29	車木	本覚寺	車木 238-2		○		
30	越智	越智公民館	越智 271-3	○	○	○	
31	寺崎	寺崎農業集会所	寺崎 749	○	○		
32	与楽	与楽公民館	与楽 177	○		○	
33	田井庄	地域交流スペースいくせい	兵庫 202	○	○	○	○
34	田井庄	田井庄公民館	田井庄 57	○	○	○	
35	薩摩	リベルテホール	観覚寺 1023	○	○	○	○
36	森	森公民館	森 412-3	○	○	○	
37	佐田	佐田ふる里館	佐田 963	○	○	○	

8－3 指定避難所一覧

1 指定避難所一覧（令和6年2月指定）

番号	対象大字名	施設名称	施設住所	対応可能な災害			
				洪水	土砂災害	地震	大規模な火災
1	全ての大字	高取中学校	森 30	○	○	○	○
2	全ての大字	たかむち小学校	清水谷 205	○	○	○	○
3	全ての大字	地域交流スペースいくせい	兵庫 202	○	○	○	○
4	全ての大字	奈良県立高取国際高等学校	佐田 455-2	○	○	○	○
5	全ての大字	たかとり幼稚園	清水谷 111-3	○	○	○	○

2 福祉避難所一覧（令和6年2月時点 ※協定による）

番号	対象大字名	施設名称	施設住所	対応可能な災害			
				洪水	土砂災害	地震	大規模な火災
1	全ての大字	特別養護老人ホームたかとり	兵庫 196	○	○	○	○
2	全ての大字	障害者支援施設雅乃郷	市尾 1075	○	○	○	○
3	全ての大字	障害者支援施設あけみどり	市尾 1070	○	○	○	○
4	全ての大字	やすらぎの丘・たかとりワークス	観音寺 1382	○	○	○	○
5	全ての大字	養護盲老人ホーム慈母園	清水谷 100	○	○	○	○

8-4 指定避難所・指定緊急避難場所の位置図



時点 / /

資-127

避 難 状 況

[illegible]

避難所収容者名簿

避難所

[illegible]

避難所収容台帳

責任者認印	月 日	収容人員	物品使用状況		記 事	備考
			品名	数量		
印	(例) 9.20	100 人	ローソク	50 本	9.20 5:00〇〇小学校 体育館を避難所とし〇 〇が責任者となる。 20 世帯 100 人を収容。	

(注) : 1 「摘要」欄に購入先または受入先及び払出を記入すること。
2 市においては最終行欄に県より受入分及び市調達分に受入残の計とそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

(様式 3)

[illegible]

※1. 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。

2. 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。

3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

8－9 危険区域内に位置する要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

	名称	所在地
1	特別養護老人ホーム光明園	高取町大字清水谷 150-5
2	介護老人保健施設萩の里あすか	高取町大字松山 685
3	生活介護事業所やまぶき	高取町大字丹生谷 1071
4	グループホームかえで	高取町大字兵庫 299-1

